

任意継続組合員の加入申出を受け付けます

令和4年度末に退職する方のうち、**再就職等をせずに公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」への加入を希望する方で、「事前受付期間」(退職日まで)に申出されなかった方**については、下記の期間に申出を受け付けます。加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。

詳細については、2月中旬に所属所長(学校長)宛てに通知しましたので、所属所の事務担当者にご確認ください。

令和4年度末に退職される方が対象です!



受付期間

退職の日から起算して20日を経過する日まで

令和5年3月31日退職の場合、令和5年4月3日(月)から4月19日(水)まで(資格担当必着)

- ・令和5年3月24日退職の場合、令和5年4月12日(水)まで(資格担当必着)
- ・令和5年3月1日退職の場合、令和5年3月20日(月)まで(資格担当必着)

事前に所属所へ「任意継続組合員申出書」を提出してください。

所属所を経由して受け付けますので、受付期間に間に合うように早めに提出してください。

受付方法

郵便または交換便にて受け付けます。

提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎 14階南側
東京都教育庁福利厚生部内 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

任意継続組合員制度とは?

退職日まで引き続き1年1日以上共済組合*の組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出て、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、短期給付および厚生事業について、在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。長期給付(年金制度)については、任意継続組合員制度の対象となりません。

*東京都職員共済組合や国家公務員共済組合など、すべての公務員共済組合を含みます。

申出ができない方

次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

- ・再任用フルタイム・短時間勤務、日勤講師として働く方
- ・臨時的任用職員、会計年度任用職員として働く方で、短期組合員資格取得の要件を満たす方
- ・民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険組合等に加入する方(パート勤務でも一定の条件を満たす場合には共済組合や健康保険組合等に加入することがあります。)
- ・家族が加入している健康保険組合等の被扶養者になる方
- ・後期高齢者医療制度に加入している方
- ・退職日の**前日**において、組合員期間が**1年未満**の方

※令和4年10月1日法改正により、公立共済へ移行した組合員は、**協会けんぽ等の健康保険の加入期間と公立共済の組合員期間を通算して、退職日までに引き続き1年1日以上の期間があれば**、加入手続きを行うことができます。



問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826